

第38回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和2年9月15日（火）午前10時から午前11時まで

第2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室（5階）

第3 テーマ

盛岡地家裁における新型コロナウイルス感染症への対応について

第4 出席者

木下光子，高橋まつ子，瀧井美緒，田口昭隆，中村好子，平本丈之亮，蛭田嘉男，廣瀬清孝，本間健裕，水橋巖

（五十音順，敬称略）

（説明者）富田事務局長，芦澤首席家裁調査官，遠藤首席書記官，菅原総務課長，佐藤総務課課長補佐，阿部総務課庶務係長

第5 議事等

1 開会宣言

2 新任委員の紹介

3 テーマ「盛岡地家裁における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(1) 説明

緊急事態宣言等を受けた業務継続・縮小の状況及び現在行っている感染拡大防止の取組について説明

(2) 当事者待合室等の見学

当事者待合室，調停室，200号法廷（裁判員裁判法廷），評議室

(3) 意見交換（○委員，■説明者）

○ 見学した場所の飛沫防止対策について，アクリルボードと段ボールパーテーションは全国でまとめて調達したもののか。

■ 各庁で調達したものである。

- 説明の中で在宅勤務の話があったが、どのくらいの割合で行ったのか。
また、裁判所ならではの在宅勤務の難しさはあるか。
- 在宅勤務は当初5割程度、緊急事態宣言解除後は岩手県内の官公庁の状況も見ながら段階的に出勤する職員の割合を増やしていき、現在は在宅勤務を行っていない。在宅勤務の難しさとしては、裁判所は基本的に裁判所の中で事件処理を行うため、在宅ではできないということである。
- 3密防止として、家事調停事件の1日に指定する期日を減らしたという説明があったが、これにより事件処理が滞るなどの影響はなかったのか。
- 現時点で大きな影響は生じていない。事件数については今年の同時期と比べても差異はないが、今後、注視をしていく必要があると考えている。
- 今後も新型コロナウイルス感染症対策を続けることになると思うが、自動検温装置の整備予定はあるか。例年、小学生等多くの子供たちが裁判所の庁舎見学に訪れているが、そういったものがあれば、子供達の予防意識も高まるのではないか。
- 非接触型の体温計を整備し、来庁者の方で体調不良の場合は申し出ていただき、検温する扱いとしている。現在のところ、自動検温装置を整備する予定はない。

庁舎見学についても、現在は受入れを中止しているが、新型コロナウイルス感染防止策等が整えば徐々に再開する予定とし、このままの状態が続くのであれば、それに応じた対応を考えていかなければならないと思う。
- 病院などの施設では、ドアノブ等不特定多数の人が触れる場所について、4～5時間おきに消毒作業を行っているが、裁判所ではどうか。
- 手続案内室や調停室などは、使用後にドアノブ等の消毒を行っているが、全てのドアノブで行うなど全庁的な取組としては行っていない。
- 触る頻度の問題ではあると思うが、トイレなど使用頻度の多い場所はやはり定期的に消毒を行えば安心かと思う。

- 裁判員法廷の検察官席，弁護人席にパーテーションがないのはなぜか。
- 検察官席，弁護人席は他の席まで一定の距離があるので設置していない。
- 被告人がマスクからフェイスシールドに変更したことがあるようだが，法廷では全員マスクを着用しているのか。
- 裁判員裁判に限らず，民事事件も家裁の事件も基本的にはマスクの着用をお願いしている。今回の裁判員裁判の被告人質問では，マスクがあると喋りづらい，息苦しいということで裁判長の判断でフェイスシールドに変えたと聞いている。盛岡地家裁の裁判手続の中で，フェイスシールドを使用したのはこの裁判員裁判の被告人質問のときの1回だけである。
- 飛行機でマスクを拒否し，搭乗拒否された事案もあるが，同様のケースが法廷で起きた場合はどうなるのか。
- 感染防止対策の必要性について，御説明して協力を依頼し，それでもなお着用を拒否された場合の対応は，各裁判体の判断になる。
法廷内で席の配置を変えるなどソーシャルディスタンスを確保できるのか，確保できない場合はどうするのかなど個別に判断することになるろう。

4 次回期日等

(1) 次回期日

令和3年2月16日（火）午前10時

(2) テーマ

未定

以 上